

斑鳩町役場

TEL 0745 (74) 1001

fax 0745 (74) 1011


ホームページ:

http://www.town.ikaruga.nara.jp/

メールアドレス:

info@town.ikaruga.nara.jp

掲載しているイベント等の情報は、7月1日時点の情報です。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う最新情報は、町ホームページをご確認いただくか、担当課へお問い合わせください。

 =健康マイレージポイント対象事業です

お知らせ版



斑鳩

いかるが

7月1日から再開しています！
夏休みのつどいの広場の利用について

福祉子ども課 (☎内線125)

つどいの広場は、保護者とお子さん
が気軽につどい、育児相談などを
行える場として開設しています。

夏休み期間中(8月3日(月)～31日
(月)の火～金曜日)は、つどいの広場
の利用対象を、小学校就学前の児童
までとします。

開設日時

月～金曜日および第4土曜日
午前9時～11時30分
午後1時～3時30分

場所 生き生きプラザ斑鳩

1階 子育てルーム

利用料 無料(事前申込不要)

「出張つどいの広場」も開催

開設日時 第2・4火曜日 午前

10時～午後2時(祝日は除く)

場所 法隆寺幼稚園

利用料 無料(事前申込不要)

対象児童 0～3歳のお子さん

※保護者は、マスクの着用をお願い
します。

※混雑時は、入室制限を行います。

詳しくは、福祉子ども課へお問い
合わせください。

全国瞬時警報システム

全国一斉情報伝達訓練

総務課 (☎内線274)

地震や武力攻撃などの発生に備え
て、情報伝達訓練を行います。

この訓練は、全国瞬時警報システム
(Jアラート※)を用いた訓練で、斑鳩
町以外の地域でもさまざまな手段を
用いて情報伝達訓練が行われます。

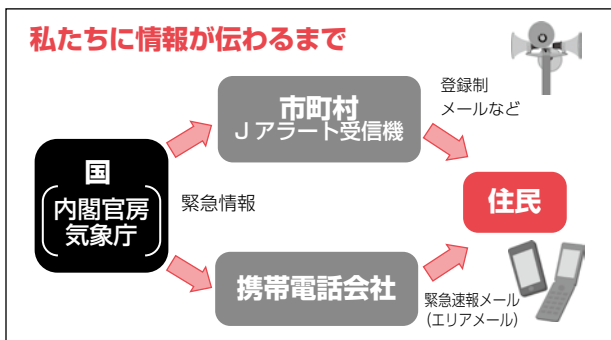
訓練実施日時

8月5日(水)午前11時頃

斑鳩町での訓練内容

斑鳩町防災情報メールに登録して
いる人へ、Jアラートで受信した内
容(テキスト)を送信します。

私たちに情報が伝わるまで



※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの
緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時
にお伝えするシステムです。

催し

子育て支援講座

「子育て世代のマネー講座」

福祉子ども課 (☎内線125)

教育資金・住宅資金はいくら必要？
どう準備すればいいの？子育て期に
はお金の疑問がいっぱい。ライフプ
ランや教育資金準備のポイント、家
計管理について学べます。身近なお
金の疑問を解消しましょう。

日時 8月6日(木)

午前10時～11時

(受付 午前9時30分)

場所 生き生きプラザ斑鳩

2階 大会議室

講師 近畿財務局奈良財務事務所

理財課

持物 筆記用具

申込 7月30日(木)までに福祉子ど
も課へ電話でお申し込みください。

(無料託児あり)

※託児(生後満5か月)を希望され
る場合は、当日午前9時45分まで

にお越しください。



トピックス

催し

募集

お知らせ

町立幼稚園 預かり保育

令和3年4月 スタート

教育委員会事務局総務課（☎内線234、235）

お子さんの健やかな育成と保護者の子育てを支援するため、令和3年度から町立幼稚園で「預かり保育」をはじめます。



預かり保育を利用できるのは？

斑鳩町立幼稚園に通っている、または来年の4月から通うお子さんが対象です。



預かり保育の時間は？

土曜・日曜日、祝日以外の降園時間から午後5時30分までです。



夏休みなど長いお休みの期間の預かり保育の利用は？

午前8時30分から午後5時30分まで利用できます。冬休み期間の12月29日から1月3日までは利用できません。



預かり保育の利用料は？

お子さん1人につき1日300円です。生活保護世帯、住民税非課税世帯、多子世帯などのお子さんは利用料の減免が受けられます。

また、保護者が仕事（1か月48時間以上の就労）や病気、出産、家族の介護などで家庭での保育ができないと認められる場合、利用料はかかりません。※

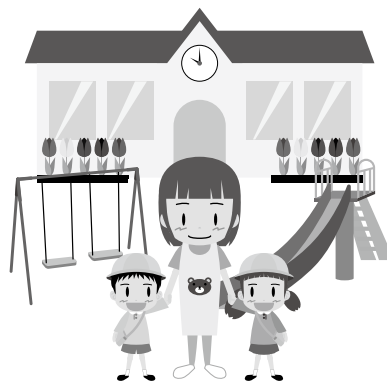
※幼児教育・保育の無償化の限度額（月額11,300円）内のため



預かり保育の定員は？

各幼稚園60人です。

- ・保護者の仕事などの理由で
利用する園児：40人
- ・私的理由など一時的な理由で
利用する園児：20人



預かり保育の申し込みに関する詳しい内容は「広報いかるが10月1日号」、町ホームページでお知らせします。また、町立幼稚園の次年度入園申し込みは、例年8月でしたが、**令和3年度入園分から10月に受付を行う予定です**。お間違えのないようご注意ください。

詳しくは、教育委員会事務局総務課へお問い合わせください。



対象 町在住の20歳以上の人
場所 生き生きプラザ斑鳩
 2階 会議室

日時	内容
8月19日(水) 午後1時30分～2時30分	介護保険制度・高齢者福祉
8月26日(水) 午後1時30分～2時30分	加齢に伴う口腔機能の変化
9月 2日(水) 午後1時30分～3時	低栄養予防
9月 9日(水) 午後1時30分～3時	筋力低下を防ぐ方法

介護保険制度や高齢者福祉のこと、高齢者の健康管理に大切な運動・栄養・口腔などについて学びませんか。講座修了後は町が実施する介護予防事業のサポートをするなど、高齢者を対象とした健康づくりに活躍していただけます。

介護予防サポーター養成講座
 地域包括支援センター
 ☎0745-745666、
 0745-740000



トピックス

催し

募集

お知らせ

家族介護支援講座
 地域包括支援センター
 ☎0745-745666、
 0745-740000

介護が必要な人への介護のポイントや介護者の健康づくりについて楽しく学びます。

日時 8月21日(金)午後2時～3時
場所 生き生きプラザ斑鳩
 2階 会議室

内容 高齢者と薬
 ↳ 飲み方の基礎知識

対象 家族を介護している人や介護に関心のある人(介護職の従事者は除く)

持物 筆記用具
費用 無料
定員 15人
申込 8月17日(月)まで

※当日は自宅体温を測定してきてください。受付でお伺いします。また、マスク着用にご協力をお願いします。

持物 筆記用具
費用 無料
定員 15人
申込 8月14日(金)まで

チャレンジ介護予防!各種教室を再開します

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために中止していた教室を、下記のとおり再開します。しかし、通常どおりの開催ではなく、すべての教室に定員を設けた事前申込制とします。みなさんのご協力をお願いします。

詳しくは地域包括支援センターへお問い合わせください。

対象 町在住の65歳以上の人
申込・問合せ 地域包括支援センター
 ☎0745-75-4000・0745-74-5666

お互いに感染しない・させないために(お願い)

- 事前申込制としますので、前日までに電話でお申し込みください。(申し込みのない人は当日参加できません)
- 自宅で体温を測定してきてください。当日受付でお伺いします。(37.5℃以上ある人は参加できません)
- 体調の変化(体のだるさ、咳、のどの痛み、頭痛、息苦しさなど)がある人は、参加を中止しましょう。
- マスクを着用しましょう。
- 手指消毒にご協力をお願いします。

	日程	時間	場所	内容	持ち物	定員	申込
運動教室	8月 3日(月)	午後2時～3時 事前に検温・血圧測定を済ませてください	生き生きプラザ斑鳩1階 機能回復訓練コーナー	ストレッチなどの運動	タオル、飲み物、介護予防手帳 ※動きやすい服装でお越しください。	各30人(先着順)	
	8月17日(月)						
	8月24日(月)						
	8月31日(月)						
	※A・Bコースはありません。上記の日程からご希望日を一回利用していただけます。						
栄養改善教室	8月27日(木)	午前10時～11時	生き生きプラザ斑鳩2階会議室	低栄養を防ぐ、食生活のコツについて楽しく学びましょう。	筆記用具	15人(先着順)	前日までに電話でお申し込みください
生き生きセミナー	8月24日(月)	午前10時～11時	西公民館 集会室1・2	ストレッチや体操をして心も体もリフレッシュしましょう。	タオル、飲み物、介護予防手帳 ※動きやすい服装でお越しください。	各20人(先着順)	
	8月25日(火)	午後2時～3時	東公民館 集会室1・2				
	8月26日(水)	午前10時～11時	法隆寺五丁地区地域交流館				

お知らせ

資源にカエル宝箱を

ご利用ください

環境対策課(☎内線133)

資源にカエル宝箱は、公共施設に設置している古紙類専用の回収箱です。

古紙類は、資源物として地域の子ども会や自治会などで集団回収を実施していますが、地域の回収日がわからない、地域の回収時間に出せない場合には、公共施設に設置している資源にカエル宝箱をご利用ください。

設置場所 斑鳩町役場、中央・東・西

公民館、生き生きプラザ斑鳩、ふれあい交流センターいきいきの里、いかるがホール、西老人憩の家

※各施設のペットボトル・トレイ回収ボックス付近に設置しています。

回収できるもの

- ①新聞・折込チラシ
 - ②本・雑誌
 - ③ダンボール
 - ④雑がみ(コピー用紙、封筒、はがき、メモ用紙、お菓子の箱など)
- を紙袋や紙箱に入れてひもで十文字にし(ばる)

※種類ごとにひもでしぼるなど、宝箱内で混ぜられないようにしてください。

お願い

古着・古布の回収について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、再生資源の輸出先国が受け入れを停止しているため、古着を扱う業者で回収ができなくなっています。新型コロナウイルスが終息するまで、古着・古布については、ご家庭で保管してください。

情勢が正常化し、回収作業が再開する際には、広報紙などでお知らせしますので、ご協力をお願いします。



資源にカエル宝箱写真

トピックス

催し

募集

お知らせ

不燃ごみの出し方

環境対策課(☎内線134)

最近、ルールが守られていない不燃ごみが出されているケースが多く見られます。

ルールが守られていない不燃ごみの出し方について、主な例を紹介いたしますので、ごみを出す時はルールに従って出してください。

- ①ごみ袋からはみ出している
不燃ごみは、指定袋からはみ出さないようにしてください。
- ②ゴルフバックなど、袋に入らない長いものを、2つの袋で上下に挟むようにして出されている
1つの指定袋で入らない場合は、粗大ごみで出してください。
- ③粗大ごみなどに、不燃ごみ指定袋を貼り付けて出されている
指定袋に入らない場合は、粗大ごみで出してください。

※粗大ごみは、粗大ごみ処理予約事務所へ電話予約のうえ、軒先収集していただくか、衛生処理場へ直接持ち込んでください。

(別途、処理手数料が必要です)

粗大ごみ処理予約事務所

☎・fax 07455⑦3663

衛生処理場

(幸前2丁目8番9号)

☎07455④2371

④枝葉・草類の町指定袋に、まな板などの加工木材が入れている
まな板などの加工木材は、不燃ごみです。枝葉・草類の町指定袋には入れないでください。

⑤持つと破れてしまうくらい重いごみが入っている
指定袋が破れてしまう場合は収集できません。その場合は、指定袋が破れない程度に分けて出してください。

⑥有害・危険なごみが混ざっている
電池・ライター・カセットコンロ用ガス缶などは有害・危険なごみになります。いずれも収集中などに発火し、火災事故につながるため、とても危険なものです。

ルール違反ごみ
収集できません。お持ち帰りください。

収集日・指定袋が違います。 月 日 時 分

指定袋に入れて出してください。

きちんと分別してください。

発火し、加工した木材類は、不燃ごみで出してください。

収集できないごみです。

その他()

斑鳩町

ルールが守られていない場合は、収集できません。その場合は、「ルール違反ごみ」のシールを貼りますので、一旦持ち帰り、正しい方法で出してください。



発達障害にかかる巡回相談の実施

福祉子ども課 (☎内線125)

発達障害について心配・不安のある人やその家族からの相談を受け付けます。(大人の発達障害も対象)

「奈良県発達障害者支援センター であー」の専門職の職員も交えて、お話を聞きます。

秘密は厳守しますので、気軽にご相談ください。(要事前予約)

巡回相談日 8月25日(火)

午前9時～午後4時

場所 役場内会議室

申込 福祉子ども課窓口または電話でお申し込みください。申し込みの際に簡単な聞き取りと、巡回相談の時間の予約を受け付けます。

なお、相談枠が定員となった時点で受付を終了しますので、ご了承ください。



車椅子昇降用リフト付マイクロバスをご利用ください

福祉子ども課 (☎内線122)

斑鳩町では、高齢者や障害のある人の社会参加、地域福祉の推進を目的とする活動を促進するため、車椅子昇降用リフト付マイクロバスを運行しています。

お気軽にご利用ください。

利用団体

町在住の人で構成される次の団体

① 60歳以上の高齢者団体

② 障害者団体

③ 福祉団体

運行時間

午前8時30分～午後5時30分(年末年始を除く)

費用 無料(ただし、有料道路通行料・駐車料・運行範囲が生駒郡外となる場合の燃料費・運転手の宿泊費は利用者負担)

申込 利用日の2か月前～1か月前の間に、社会福祉協議会へ必要書類を提出してください。

※その他、運行範囲、利用人数などの制限もありますので、詳しくは左記へお問い合わせください。

問合せ 社会福祉協議会

(生き生きプラザ斑鳩内)
☎07455122

ご存知ですか?

「ヘルプマーク」

福祉子ども課 (☎内線127)

障害者や病気の人は、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている場面が多くあります。

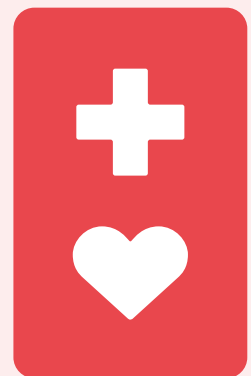
ヘルプマークは、援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に援助や配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。

ヘルプマークを身に付けた人を見かけた場合には、電車・バス内で席を譲る、声掛けをする、災害時での避難の支援など、思いやりのある行動をお願いします。

ヘルプマークは役場で配布しています。配布を希望する人は、福祉子ども課へお申し込みください。

○ヘルプマークの配布対象

- ・身体障害者手帳の所持者
- ・療育手帳の所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳の所持者
- ・難病患者
- ・妊産婦
- ・その他援助や配慮を必要とする人



「ヘルプマークを身に付けた人を見かけたら」

○電車・バスのなかでは席をお譲りください

外見では健康に見えても疲れやすかったり、つかまり立ちの姿勢を保つことが困難な人もいます。

○駅などで声を掛けるなどの配慮をお願いします

交通機関の事故など、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な人もいます。

○災害時は安全に避難するための支援をお願いします

視覚障害や聴覚障害のある人は、情報の入手が難しい場合があります。また、体が不自由な人は自力での迅速な避難が困難な場合があります。



国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の納付

国保医療課

(☎内線112・114)

令和2年度の国民健康保険税および後期高齢者医療保険料について、金額を決定し、納税通知書を7月中旬に一斉発送しました。

□座振替または特別徴収年金からの天引きにより納付している人は、各納期に引き落としまたは天引きします。

納付書により納付している人は、封の納付書で各納期までに納付してください。

保険税(料)の年金天引き

国民健康保険税(被保険者全員が65歳以上75歳未満の場合)および後期高齢者医療保険料については、納付する人が年額18万円以上の年金を受給している場合、原則として「特別徴収(年金からの天引き)」となります。

ただし、□座振替による納付を希望する人は、指定の□座からの「□座振替」に変更が可能です。

納付方法を「特別徴収」から「□座振替」に変更を希望する人は、7月末までに申し出が必要となりますので、国保医療課までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の減免

国保医療課

(☎内線112・114)

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす人は保険税(料)が減免になります。

【対象となる人】

(1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の人
↓ 保険税(料)を全額免除

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の人で、次の①～③の全てに該当する人
↓ 保険税(料)の一部減額

一部減額の要件

主たる生計維持者について

- ① 令和2年の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
- ② 令和元年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
- ③ 減少見込みの事業収入等に係る所

得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること。

減免額

保険税(料)の減免額は、対象保険税(料)額(A×B÷C)に、減免割合(D)をかけた金額です。

(A) 保険税(料)額

(B) 主たる生計維持者の減少するこ

とが見込まれる収入等に係る令

和元年の所得金額

(C) 主たる生計維持者及び被保険者

全員につき算定した令和元年の

合計所得金額

(D) 主たる生計維持者の令和元年に

おける所得合計額に応じた減免割合(別表参照)

所得合計額	減免割合 (D)
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1000万円以下	10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、対象保険税(料)

の全部を免除します。

※特例対象被保険者等(非自発的失業者)については、前年の給与所得を100分の30とみなして軽減を行うことから、今回の減免の適用はありません。

※主たる生計維持者は、国民健康保険の場合納税義務者となります。

その他

所定の申請書に次の書類を添付して国保医療課へ提出してください。

(郵送可) (申請書は町ホームページからダウンロードできます)

- ・死亡または重篤な傷病を負った世帯の人：・医師による死亡診断書等
- ・事業等の廃止や失業となった人：・廃業届、失業したことがわかる書類
- ・収入が減少した人：・昨年の収入がわかるもの(給与明細や確定申告書の控えなど)、令和2年1月から申請月までの期間の収入がわかる書類(給与明細や帳簿等の写し)





**国民健康保険高齢受給者証および
限度額適用認定証の更新**

国保医療課(☎内線114・115)
国民健康保険の被保険者に交付している「高齢受給者証」および高額療養費の「限度額適用認定証」の有効期限は、それぞれ7月末までとなります。更新手続きおよび交付については次のとおりです。

○高齢受給者証の更新

70歳から75歳未満の人に交付している「高齢受給者証」の有効期間は、毎年8月1日から翌年の7月31日までです。

令和2年8月1日以降の新しい高齢受給者証は、7月中に対象者に郵送しますので、更新手続きは必要ありません。

8月以降は届いた新しい高齢受給者証を病院などへ提示してください。
※高齢受給者証の自己負担割合は、前年の所得状況により異なります。

○限度額適用認定証などの更新

入院などにより医療費が高額になる場合に、病院などでの医療費の支払いを自己負担限度額までにする「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期間は、8月1日から翌年の7月31日までです。
令和2年8月1日以降の認定証が必要な人は、国保医療課窓口で申請してください。(認定証を必要としない人は申請する必要はありません)

申請期間 8月1日以降随時

持物 保険証、印かん、個人番号(マイナンバー)が確認できるもの

※自己負担限度額は世帯の前年の所得状況により異なります。また、70歳以上75歳未満の人は、所得状況により高齢受給者証で所得区分を確認できるため、認定証の提示が必要でない場合があります。

**妊娠判定検査費用の
公費負担のお知らせ**

保健センター
(☎0745-70-0001)

経済的負担を軽減し、妊婦健康診査の未受診を解消するため、妊娠判定検査費用を助成します。

対象 町在住で、町民税非課税世帯の妊娠している可能性のある人

妊娠判定回数
年間2回まで

助成費用
1回上限7,000円
※事前に申請が必要です。
※詳しくは保健センターへお問い合わせください。

町税の納付は便利な口座振替で!

税務課(☎内線156)
国保医療課(☎内線114)

町県民税(普通徴収分)・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税(普通徴収分)を納めていただく方法として、口座振替制度を利用すると、納期ごとに金融機関などに納めに行く手間が省け、納め忘れることもなく便利です。

申込方法 税務課・国保医療課または

取扱金融機関に設置している「斑鳩町町税等口座振替依頼書」に必要事項を記入・銀行印を押印のうえ、役場または金融機関の窓口へお申し込みください。

納期月の前月の10日までに申し込みいただくと、その納期から振替できます。

取扱金融機関 南都銀行、三菱UFJ

J銀行、りそな銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、関西みらい銀行、奈良県農業協同組合、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、近畿労働金庫、奈良信用金庫、ゆうちょ銀行

振替日 原則として各納期月の末日です。(ただし、12月は25日)
振替日が土曜・日曜日、祝日で金融機関などが休業日の場合は、翌営業日になります。

町税納期月一覧表

税目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
町県民税				○		○		○			○		
固定資産税		○			○					○		○	
軽自動車税			○										
国民健康保険税					○	○	○	○	○	○	○	○	

※町県民税、国民健康保険税については普通徴収の納期月を表しています。

トピックス

催し

募集

お知らせ

新築、増築など

家屋調査にご協力を

税務課 (☎内線153)

令和2年1月1日～令和2年12月31日の間に新築、増築などをされた家屋を対象に、固定資産税の算出をするための家屋調査を順次実施しています。

調査に伺う際には、事前に連絡のうえ、調査の日程等を調整させていただきますので、ご協力をお願いします。

また、この間に家屋を取り壊された場合、取り壊しが完了した時点で当課に連絡いただくなど、早期の現状把握にご協力をお願いします。

なお、職員は「固定資産評価補助員証」を携帯していますので、不審な場合は提示を求めてください。

証明書等コンビニ交付サービスの一時停止

住民課 (☎内線161)

メンテナンス作業に伴い、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの各種証明書の交付サービスを停止します。

ご理解、ご協力をお願いします。

停止期間

7月23日(祝・木)～26日(日)の終日

トピックス

催し

募集

お知らせ

ナラ枯れの対策を

お願いします

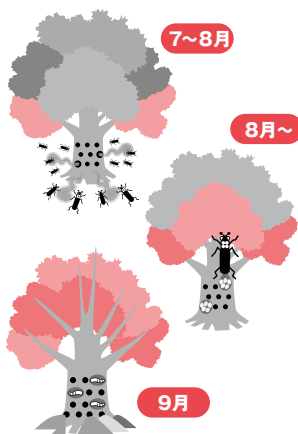
建設農林課 (☎内線224)

斑鳩町内の山林で、夏なのに樹木の葉が赤く紅葉しているように見えることがありませんか。これはカシノナガキクイムシという虫が樹木を枯らす病原菌を媒介することにより引き起こされる樹木の伝染病です。

被害木の特徴としては、葉が赤く変色している、幹に虫の開けた穴が確認できることなどがあげられます。

被害を受けた樹木は立ち枯れを起こしてしまい、倒木の危険性があります。また、放置しておくことで被害の拡大にも繋がりますので、早期の対策をお願いします。

被害木の対策については、斑鳩町ナラ枯れ被害防除事業補助金を活用できますので、詳しくは建設農林課へお問い合わせください。



狩猟免許試験および講習会

奈良県猟友会

(☎074228125)

狩猟免許試験の種類

- ① 網猟免許：網を使用して狩猟する者
- ② わな猟免許：わなを使用して狩猟する者

- ③ 第一種銃猟免許：散弾銃、ライフル銃、空気銃を使用して狩猟する者
- ④ 第二種銃猟免許：空気銃を使用して狩猟する者

試験日 第1回8月30日(日)、第2回

9月27日(日)、第3回12月6日(日)

※各日とも午前9時30分～午後4時

※第3回は、わな猟免許試験のみ実施

試験内容

適性試験・知識試験・技能試験

試験場所 農業研究開発センター

(桜井市池之内130・1)

対象 次のすべてに該当する人

- ・新たに狩猟免許を受けようとする人、または既に受けている狩猟免許と異なる種の狩猟免許を受けようとする人

- ・奈良県在住で、申請日時時点で満20歳以上(網猟免許、わな猟免許受験者は満18歳以上)の人

申請書類

申請書、医師の診断書、顔写真(6か月以内に撮影)、住民票抄本

手数料

- ① 既に受けている狩猟免許と異なる種類の試験を受ける場合 3,900円

- ② ①以外で新たに試験を受ける場合 5,200円

狩猟免許初心者講習会

日時 第1回8月29日(土)、第2回9月26日(土)、第3回12月5日(土)

※第1・2回は午前9時30分～午後3時、第3回は午前9時30分～午後1時

講習料

- ① 既に受けている狩猟免許と異なる種類の試験を受ける場合 6,000円

- ② ①以外で新たに試験を受ける場合 12,000円

講習場所 農業研究開発センター

(桜井市池之内130・1)

申請期限・申請先

各試験、講習会の10日前までに奈良県猟友会へ申請してください。

その他

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、試験や講習当日はマスクを着用し、発熱や咳などの症状がある場合は参加を控えてください。

問合せ

一般社団法人奈良県猟友会 (奈良市内待原町6の1)
(☎074228125)



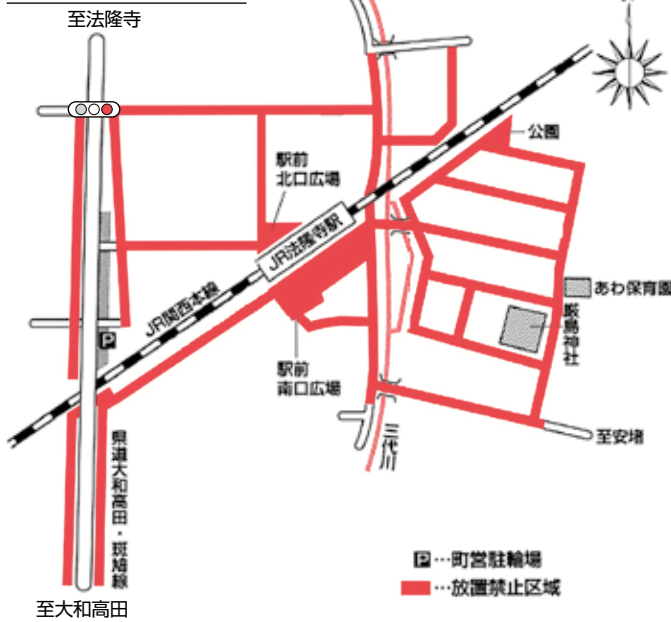
自転車等の放置禁止

環境対策課(☎内線133)

夏休みが近づき、旅行やお出かけのためJR法隆寺駅へ自転車や単車などを利用して行く人も多くなりま
す。その際に、「あの電車に乗らな
いと間にあわない・・・」「ちょっと
の間だけだから・・・」と、自転車
等をJR法隆寺駅周辺の道路や公共
の場所に放置すると、歩行者はもち
ろん、車いすや緊急車両の通行の妨
げとなり、町的美観も損なわれます。

自転車等放置禁止区域図

JR法隆寺駅周辺



※放置禁止区域外であっても、自転車等を
放置しておくとは移送の対象となります。

斑鳩町では、「自転車等の放置禁止

区域(左図)を定め、平成9年4月か
ら放置禁止区域内にとめられた自転
車等を発見した場合、即時に撤去し
役場へ移送を行っています。また、移
送した自転車等を所有者が引き取る
場合には、移送費用と保管費用が必
要となります。

一人ひとりがマナーを守り、斑鳩
町を住みよい町にするために、自転
車等をとめるときは、必ず駐輪場を
利用しましょう。

消費生活相談室からのお知らせ

新型コロナウイルス関連の消費生活
相談の概要について

事例1 マスク・消毒用アルコール
などで、品不足や高価格に関する
相談、インターネット通販でそれ
らの商品が届かないなどの相談の
ほか、4月以降は、注文した覚えのな
いマスクなどが届いたといった送り
付け商法の相談もみられます。

事例2 大手製薬会社名を騙り、新
型コロナウイルス治療薬に関する
書類が届いた。関係がないと放置
していたところ、後日、電話で社債
の購入代金の支払いを求められた。

《消費者のみなさんへのアドバイス》

- ・注文した覚えのない商品が届いた
ら、宅配便なら、受け取りや支払
いをしないようにしましょう。最
近では国際郵便で自宅ポストに覚
えのない封書が入っていたという
事例もみられます。

- ・新型コロナウイルス感染症の予防
を理由とした旅行などのキャンセ
ル料の取り扱いに関する相談や、結
婚式場のキャンセルを申し出たこ
ろ、キャンセル料の支払いの代

わりに日程変更を提案されて困っ
たという相談もあります。解約に
関しては、それぞれのケースによ
り対応が違いため、利用規約など
で解約条件やキャンセル料を確認
しましょう。

- ・不審に思った場合や、トラブルにあ
った場合は、消費生活相談窓口など
に相談しましょう。今後、新たな手口
の勧誘が行われる可能性があります。
少しでもおかしいと感じたら早
めにご相談ください。

困った時は・・・

消費生活相談日

毎週木曜日 午後1時～4時

ただし、第4木曜日は午前9時～
正午・午後1時～4時

※月により変更の場合があります。

詳しい日程は、7月号広報の相談
日のページをご覧ください。

問合せ 住民課 (☎内線163)



アップックス

催し

募集

お知らせ

水道メーター取り替え

上下水道課(上水道)

(☎0745②1401)

上下水道課では、有効期間が満了を迎える水道メーターを無料で交換しています。来月は左記のとおり作業を行いますので、ご協力をお願いします。

取り替え期間

8月12日(水)～25日(火)

取り替え地区

興留1丁目、法隆寺1・2丁目、法隆寺南1丁目、法隆寺西1～3丁目、大字法隆寺

(対象となるご家庭には事前に「メーター取り替えのお知らせ」を送付します)

委託業者

関西水道用品株

古い工場やビルをお持ちのみさんへ

環境対策課 (☎内線133)

高濃度PCB(ポリ塩化ビフェニル)含有電気機器(変圧器、コンデンサー、業務用蛍光灯安定器など)は、使用中であっても、令和3年3月31日までの処分が法律で義務付けられており、処分期限が迫っています。定められた期間内に処分しないと罰則の対象となる可能性がありますので、電気室・キュービクルや事務所、倉庫などを今一度ご確認ください。万一発見された場合は届出のうえ、適正処分

をしてください。

PCBを含む機器を不法投棄や不適正な方法で処分した場合は、法律により罰せられます。

詳しくは、環境対策課または奈良県水循環・森林・景観環境部 廃棄物対策課 産業廃棄物第一係(☎0742②8747)へお問い合わせください。

令和2年度慰霊巡拝の実施

奈良県福祉医療部地域福祉課総務・援護係(☎0742②8509)

この事業は、厚生労働省から補助を受け実施しています。先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的として参加者を募集します。

日程、参加費などの詳細は、奈良県福祉医療部地域福祉課総務・援護係へお問い合わせください。

実施地域

カザフスタン共和国、イェルーツク州・ブリヤート共和国、ハバロフスク地方・ユダヤ自治州、インドネシア、中国東北地方(旧満州地区全域)、東部ニューギニア、沿海地方、ビスマーク諸島、ミヤンマー、トラバク諸島、フィリピン、硫黄島

トピックス

催し

募集

お知らせ

水質検査の結果をお知らせします

問合せ 上下水道課(上水道) (☎0745-74-1401)

令和2年5月21日実施

検査項目	水質試験成績書				
	採水場所 水質基準	三井浄水系 管末給水栓		第一浄水系 管末給水栓	北部配水系 管末給水栓
		高安 1丁目	白石畑	小吉田 2丁目	神南 5丁目
一般細菌 (CFU/ml)	1ml中100CFU 以下であること	0	0	0	0
大腸菌群	検出されないこと	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない
塩素イオン (mg/l)	200mg/l以下 であること	53.7	56.9	26.9	18.1
有機物(mg/l)	3mg/l以下 であること	0.3	0.3	0.9	0.9
臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
pH値	5.8以上8.6以下 であること	7.9	8.1	7.5	7.5
色度(度)	5度以下であること	0.5未満	0.5未満	0.8	0.5未満
濁度(度)	2度以下であること	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
判定	上記水質項目については水質基準に適合する				

上記試験については毎月実施しています。(令和2年5月実施・奈良広域水質検査センター組合調べ)



新型コロナウイルス感染症に 関連した法務大臣メッセージ

新型コロナウイルス感染症に関して、
感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する
誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。



法務大臣メッセージは、YouTube 法務省チャンネル
(<https://youtu.be/RYS00qCxo-0>) をご覧ください。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、
偏見、いじめ等の被害にあった人からの人権相談を受け付けています。困った
時は、一人で悩まず、私たちに相談してください。

【電話受付時間】 平日午前8時30分～午後5時15分

SOS
eメール
<https://www.jinken.go.jp/kodomo>
(パソコン、スマートフォン共通)
下のQRコードを読み込んでください

相談する

人権イデアーツキャラクター
AIZUMI ともみ さん AIZUMI のぞみ ちゃん

様々な人権問題についての相談はなんでも

**みんなの
人権110番** ☎ 0570-003-110

いじめ・虐待(ぎゃくたい)など子どもの人権問題に関する相談はこちら

**子どもの
人権110番** ☎ 0120-007-110

家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談はこちら

**女性の人権
ホットライン** ☎ 0570-070-810

インターネットでも人権相談を受け付けています

インターネット受付 インターネット人権相談

パソコン、スマートフォン共通 <https://www.jinken.go.jp/>

てんいち先生

※「てんいち」とは、てん(英語の10)と、いち(1)を合わせて11(毎月11日
は人権を確かめあう日)という意味です。

4
3
2
1



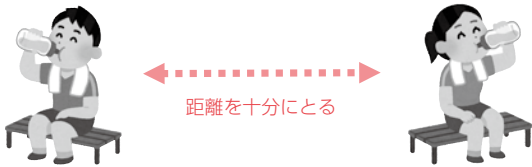
熱中症にご注意ください！

1 暑さを避けましょう

- ・エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に暑くなった日等は特に注意する



2 適宜マスクをはずしましょう



- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

3 こまめに水分補給しましょう



- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルを目安に
- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

4 日頃から健康管理をしましょう



- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

5 暑さに備えた体作りをしましょう



- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

(出典) 環境省・厚生労働省「令和2年度の熱中症予防行動」より

行事予定

7月 22日(水)	献血バスがきます ㊦ 役場東側駐車場 ㊦ 10:00~12:00、 13:00~16:00 ㊦ 保健センター (☎0745-70-0001)	8月 4日(火)	行政相談 ㊦ 13:00~16:00 ㊦ 住民課 (☎内線163)
7月 31日(金)	<7月の納期限> 固定資産税 (第2期分) ㊦ 税務課 (☎内線153) 国民健康保険税 (第1期分) 後期高齢者医療保険料 (第1期分) ㊦ 国保医療課 (☎内線114) 介護保険料 (第1期分) ㊦ 長寿福祉課 (☎内線126)		

㊦開催場所 ㊦開催時間 ㊦問合せ

※掲載している行事は、申し込み不要のものです。行事は変更される場合がありますのでご了承ください。

この「広報いかるがお知らせ版」は毎月15日を挟む前後3日間で、町内全家庭に直接お届けしています。ご近所で配布されていない家庭がありましたらご連絡ください。
 編集・発行：総務課(☎内線273)